

営繕工事における週休2日工事実施要領

令和6年（2024年）1月29日 改定

1 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を図るための取組の一つとして、建設現場における週休2日を確保するための「営繕工事における週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）」を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期内において、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日までの期間をいう。

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間（自主施工期間で工事を一時中止する期間を含む。）など、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間などは含まないものとする。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して、現場事務所での事務作業を含む一切の作業がなく、現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事又は分割発注工事（以下「分離・分割発注した工事」という。）の場合に、各発注工事単位で、1日を通して、現場事務所での事務作業を含む一切の現場作業がない状態をいう。

なお、分離・分割発注した工事においては、受注者間で調整の上、現場閉所日を設定することが望ましいが、工程上必要な場合など、工事毎に現場休息日を設定することを妨げるものではない。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

[現場閉所（現場休息）率の算定方法]

$$K(\%) = A/B \quad ※K: \text{現場閉所（現場休息）率}(\%)$$

A: 対象期間における現場閉所（現場閉所及び現場休息）の日数

B: 対象期間の日数

3 対象工事

当面の間、以下のいずれかに該当するものを除き、原則として、全ての工事を対象とする。

ア 緊急に対応することが必要な工事

イ 工期に占める工場等での製作過程に要する日数の割合が高い工事

ウ その他施設状況等により、対応が困難な工事

4 発注方式

発注者指定方式（発注者が週休2日の現場閉所又は現場休息に取り組むことを指定し、労務費の補正を当初設計から計上する方式をいう。）とする。

5 対象工事である旨の明示

入札公告及び特記仕様書において、週休2日工事の対象であることを明示する。

6 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日工事においては、補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

補正方法については、(別添)「週休2日工事实施要領補足事項」によるものとする。

(2) 積算及び変更方法

予定価格は、上記(1)に基づき労務費を補正し、工事費を積算して作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

7 工期の変更

工期の変更理由が次のア～ウに示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

ア 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合

イ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

8 現場閉所（現場休息）の確認方法

(1) 工事着手前

ア 受注者は、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手する日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終える日、工場製作のみを実施する期間などで対象外とする期間について、工事監督員に確認のうえ予定を決定し、対象期間を設定する。

イ 分離・分割発注した工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように調整したうえで現場閉所（現場休息）の予定日を決定する。

ウ 受注者は、現場閉所（現場休息）の予定日を明示した計画工程表（任意様式とし、他の書類と兼ねることができる。）を工事監督員に提出する。

(2) 工事着手後

ア 工事監督員は、適宜、対象期間内の現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

イ 工事監督員は、現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

(3) その他留意事項

ア 工事監督員は、災害対応等の緊急時を除き、現場閉所日（現場休息日）の前日などに現場閉所中（現場休息中）の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

イ 工事監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離・分割発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ウ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、工事

監督員は受注者と協議する。

エ 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、工事監督員と協議のうえ、振替休日等による休日取得により対応することを可とする。

なお、現場閉所日（現場休息日）に現場内の安全確認等が必要な場合の人員は、最低限の人数とすること。

9 その他

ア 受注者は、アンケート調査の協力依頼があった場合には、これに協力するものとする。

イ 総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。

ウ この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月25日から施行する。

附則

改定後の要領は、令和6年（2024年）4月1日以降に入札を行う工事について適用し、令和6年（2024年）4月1日以前に入札を行うものについては、なお従前の例による。

(別添) 営繕工事における週休2日工事实施要領補足事項

1 工事費の積算方法

週休2日工事において、「2 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、以下の表A、表E及び表Mの補正率の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

表A 建築工事の補正率

工種	摘要	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価の補正率を示す。

「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E 電気設備工事の補正率

工種	摘要	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表M 機械設備工事の補正率

工種	摘要	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25